

“広く一般の協力を得て健康生活の理解と実践力を高めるために”

…昭和38年11月 9～11日…

第13回全国学校保健大会
(熊 本)

学校保健

昭和38年11月3日発行
(隔月1回1日発行)
発行 日本学校保健会
栗山 重信
東京都港区芝西久保
明井町10
電話 (501) 3785
9974
振替口座東京 98761
印刷所 伊東進歩堂
頒価1部20円(送料共)

発刊第50号
記念特集号

財団法人 日本学校保健会 会報

学校保健法をみても、日本学校安全会法をみても、学校保健の日常的な実践については書いてない。しかし、児童生徒の健康とか安全とかいうものは、常時の問題である。

学校保健法令に規定されていることは、年間学校保健計画の立案実施には都合よくできているが、学習指導の日常的なわくである週案(一週間の指導計画表)のうちに毎週はめこむとしたら不都合である。

学校保健が学校教育の円滑な実施に資する基本はこの毎週の週案のうちに学校保健をみるのだといっても、いすぎではあるまい。このことを可能ならしめるものは次のような事項であろう

- 一、健康観察
- (健康診断)の日常的実施
- 二、安全パトロール(安全点検の常時施行)
- 三、教授、衛生的考慮
- 四、環境の日常検査、
- 五、児童生徒の衛生検査(衣服等の清潔)
- 六、給食等の衛生管理
- 七、清掃美化
- 八、出欠席、遅刻早退とその原因調べ
- 九、体重測定(身長)
- 十、生活習慣評価
- 十一、健康手帳記入

以上のうち、身長、体重測定だけは月単位に考えるべきかもしれないが、その他のすべては週間予定表のうちにいなければならない。

今日全国的に最も望まれている

学校保健の日常の実践

これらの事項を児童生徒の自主活動に移していくような学級担任教師の努力がほしい。このような学級担任教師の活動を導き出すのは、学校長と保健主事である。このような学級担任教師の活動内容を研究検討したり、助言したり、その事後処理をしたりする任務を担っている職員は養護教諭を中心として学校医、学校歯科医、学校薬剤師であるといつてよい。そして、これらのことが科学的にまた組織的に正しさを保っているかどうかを確かめるため、あるいは前記のことなどを科学的に深めたり裏づけしたり、あるいは、そのあり方を科学的に改善したりする根拠を得

るために定期健康診断、定期環境衛生検査、安全点検、健康相談、学力テスト、精神衛生検査等が存在しているのである。

学校保健、学校安全、いづれもその日常の実践が正しく深く汎く積みあげられていなければ、学校保健、学校安全の諸制度の効果は全く半減してしまう。学校保健が一般公衆衛生以上に教育的配慮を充分にしななければならないことは皆んなよく知っている。しかし、そのことを具体的にどうあらわしていくかについては、人々によって異なるだろう。学校保健の教育的配慮とは、学校保健の日常の実践のことであるといふこ

第50号目次

- ◆ 今日全国的に最も望まれている 学校保健の日常の実践
- ◆ 38年度学校保健栄えの功労者
- ◆ 特集
- 学校保健と校長
- 学校医活動の歴史と当面及び将来の問題点
- 学校歯科衛生の過程と当面の問題点
- 昔と今の養護教諭
- 学校環境衛生

とだけは共通のこととしておきたい。従って、これを扱う人々によって異なる点とは健康観察の内容項目やその表現のちがいであるとか、安全パトロールの検査項目の内容のちがいをいうことになる。このように考えてくると、日常の実践の内容は簡単にして要を得たものが望まれようし、制度的なものには複雑な技術のいるものになるであろう。安全パトロールの日常的であるのに対して、安全点検は制度的なものであるという考えをもつてみることは重要である。そこに、施設設備用具等の点検だけに終わっている今日の安全点検に対し速かに行動や衣服その他の点検も加えねばならないことがわかるのである。

学校保健の日常の実践は青森、静岡の全国大会を通して全国にはうはいて起ったムードである。このために現職教育、教員養成のこともあるが、その内容こそ先ず明かにすべきであるので、限られた紙面を活用して本記念号に、これをあげたしだいである。

栄えの功勞者

主 事 4 養護教諭 4
 医 科 12 学校薬剤師 6
 計 52氏 2 団 体

学校保健の振興に……諸先生のご功績を讃えよう

第13回全国学校保健大会は11月9日から3日間、熊本市で開かれる。第1日開会式に続いて行なわれる表彰式は、多年わが学校保健のために誠心こめてお尽し下さった諸先生の中から選ばれた方々に對して文部大臣からせめてものお礼にと表彰状を差しあげる儀式である。われわれもともに諸先生に感謝のまことを捧げて、将来ともに先生方のお健やかなご活躍を希いたい。全国学校保健大会のフアンプアーレは、諸先生の功業を讃えつつ学校保健の目標完全達成までの鳴りひびきであることを銘記したい。(敬称略)

校 長

熊 坂 静 雄
 (宮城県名取郡沼沼町立岩沼北中学校)

昭和二十五年から三十二年まで県教委の学校保健係長として県内、小中、高校の学校保健の指導に当り学校保健を特定の人が行う医療的分野と考える教師が大部分であったのを重要な教育活動であるという考えに導いた。三十二年校長就任以来保健教育充実につとめ、県健康優良学校に入選、実績が顕著である。

鈴木 伴 三
 (神奈川県小田原市立富水小学校)

片浦小学校長時代、特に学校保健の推進に尽力、しばしば県優良校に選ばれ、三十六年度全日本特選校に受彰は同氏の尽力による。保健大会、研究会に研究の成果を発表し新任校にも体育、理科教育の研究とあわ

せ学校教育諸活動との有機的関連を考慮、学校保健の推進につとめた。県、関東ブロック健康優良学校連絡協議会役員として積極的に活動。

岡 本 公 生
 (福井県大野市尚徳中学校)

昭和三十三年から四年間阪谷小学校長として学校保健の地域ぐるみの保健活動に力を入れ、県健康優良校の基礎をきづいた。現在校でも、学校保健開拓に精励、県学校保健大野分会長として郡市の学校保健の普及に努力、また学校安全の研究をまとめるなど指導的役割に活躍。

中山 たかし
 (山梨県甲府市立富士川小学校)

保健教育の研究意欲旺盛、自己の研究を学校保健に生かし保健を中心として実績をあげ、県市の指定校として教育研究活動をし、学校保健会の要職にあり、健康優良校としても成果をあげている。

田 口 純 市
 (岐阜県加茂郡東白川村立神土小学校)

本校の教育方針に健康教育を大きく掲げて児童の健康増進に成果をあげ日本一の表彰をうけた。村内地域社会の保健衛生の推進者、県健康教育研究会の発足、運営、郡学校保健会設立に尽力。

竹 田 正 司
 (京都府相楽郡木津町立木津小学校)

川西小学校で健康教育と真剣にとりくみ、諸種の保健施設を整備、三十、三十一年度府の健康優良校として表彰された。現在校も府の代表校として表彰を受ける等保健教育への熱意は素晴しく、相楽郡学校保健委

員会(昨年度文部大臣受彰)の副会長
 北 川 賢 二
 (京都市立二条中学校)

京都市中学校保健教育研究会会長として全市的に活動をつづけ保健に関する熱意を盛り上げてきた。三十四年度より市保健主事会長もつとめ諸種の研究成果をあげている。

丹 生 寿
 (和歌山県伊都郡高野口町立応其小学校)

学校保健は教育の中核と考え学校経営に没頭、着著効果をあげ健康優良学校全国特選、県内入選をうけた地域環境衛生の向上に努め優秀勤務校として厚生大臣の表彰をうけた。学校長の学校保健協議会を結成、会長、前任校は文部大臣賞をうけた。

荷 福 辰 夫
 (鹿児島県日置郡金峰町立田布施中学校)

学校保健を重要視して、学校経営に手腕を発揮、地域社会はもとより学校保健の振興に功績あり特に東昌小在任中同校を日本一健康優良学校とし、その後の学校経営もすぐれた実績をあげ。

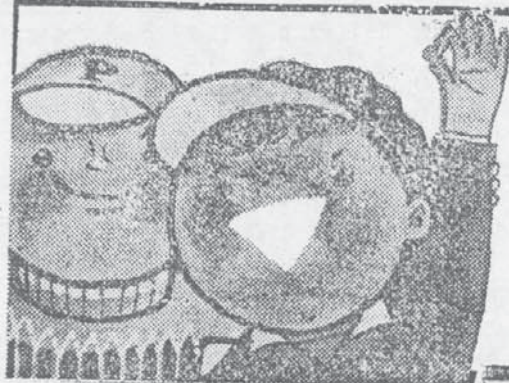
保 健 主 事

細 谷 政 一
 (茨城県立水戸第一高等学校)

多年至誠一貫精励格助特に保健教育を強調、保健管理、指導に貢献大県保健主事会長として運営発展に努力。「歩く会」をおこし、保健管理の万全と体力増強に尽力。

工 藤 亮 輔
 (東京都千代田区立一橋中学校)

保健活動の向上推進力の母体となり精進、都区保健関係役員として永



強く…大きく!

お子さま用…総合ビタミン剤

パンビタンペレ

(50錠 300円)

ドロップのようにおいしい赤いペレ。

★ほかにチョコレート味のペレ-チョコレート



タケダ薬品

昭 和 38 年 健 保 文 部 大 臣 表

校 長 9 保 健
 学 校 医 17 学 校 歯
 学 校 保 健 組 織 体 2

年協力、一意保健活動、向上発展に
 専心努力。

前 田 光 一
 (神戸市立鷹取中学校)

永年学校保健計画の樹立、健康診
 断の実施、事後措置ならびに諸統計
 の作成と活用等に顕著な成績をあげ
 つねに教職員児童生徒の健康指導に
 専念、神戸市学校保健主事会結成に
 努め、活動面、運営面の功労者。

北 喜 八 郎
 (奈良市立都跡小学校)

勤務した学校をそれぞれ健康優良
 学校に育てるとともに、現在校の学
 校保健の推進につとめ県学校保健主
 事会長としてあげた業績は顕著。

養 護 教 諭

野 川 マ サ 子
 (山形県立山形北高等学校)

長年にわたり学校衛生の開拓に尽
 力し、児童生徒の健康管理疾病予防
 等細密なる計画により実践し多大の
 成果をあげ。

菅 野 ハ ル 中
 (福島市立福島第三中学校)

服務勤務職員生徒父兄に信頼され
 その指導力は優秀、健康管理の措置
 保健計画の指導も適切で実績をあげ、
 研究心も旺盛、養護教員部会役
 員として会の発展にも努力。

佐 藤 タ マ
 (新潟市立白新中学校)

県市の養護教員会の要職にあり会
 の発展と県学校保健振興の中心、養
 護教員の職務遂行に、困難にたえよ
 く職責を果たし、研究活動も模範的
 存在。

末 岡 百 合 子
 (山口県光市立浅江小学校)

職務遂行の意志に強く研究心、技
 能、人物抜群、児童の保健管理、指
 導に担任家庭などと連絡、周到な計
 画処理に父兄、教師の信頼を得、学
 校環境衛生の改善に努力。

学 校 医

奥 田 祐 安
 (北海道札幌市立中央創成小学
 校)

四十九年余、児童の疾病予防、体
 位向上、保健思想の普及、環境衛生
 の改善等に尽力、今なお任務を完全
 に果たし、助産婦養成所を設立し、
 地域社会の保健振興に貢献、学校保
 健の推進に寄与した功績大。

山 田 竹 松
 (青森県弘前市立堀越小学校)

温厚誠実たゆまぬ研究に、医師会
 学校保健関係者、地域住民の信頼を

集め、学校医として県、市の学校保
 健団体役員として学校保健の振興に
 尽した功績大。

山 崎 良 造
 (秋田県山本郡琴丘町立鹿渡小
 学校)

四十年間学校医として児童生徒の
 健康管理、学校保健全般の向上に努
 力し特にトラホーム寄生虫の治療指
 導に尽力。県郡の学校保健会の要職
 にあり組織の強化、研究活動の推進
 学校給食の振興にも努力。

中 田 敏 治
 (栃木県立宇都宮女子高等学校)

温厚誠実学校医として学校保健推
 進に積極的な努力、修学旅行、伝染
 病予防等に成果をあげ、県学校医会
 長として健康診断、講習会、学校病
 対策モデル校の運営に協力、県学校
 保健会長としても献身的に尽力。

松 井 逸 夫
 (群馬県伊勢崎市立北小学校)

県学校医会長、保健会副会長とし
 て学校保健の振興に寄与し、献身的
 に児童の保健管理、指導にあたりよ
 くその職責をはたした。

石 上 小 平
 (千葉県銚子市立興野小学校)

学校医として児童生徒の保健管理
 指導にすぐれた実績をあげ、特に洗
 眼の無料奉仕、奉仕時間を設けて出
 席良好児に賞品を与えるなど治療を
 通じ生活指導に献身活動、学校保健
 会長として学校保健に貢献多大。

福 田 恒 一
 (横浜市立豊岡小学校)

昭和二十三年市の眼科医制度施行
 に鶴見地区の校医となり、市の事業
 としてトラホームの検診治療予防の
 功績顕著。地区の降じん対策に状態

調査と具体方策を研究、集団洗眼施
 設を市費建設。プール性結膜炎を研
 究完全学校プールに滅菌器をとりつけ
 られた「遊戯中の眼外傷」プール性
 結膜炎」の研究発表など指導力は全
 国的に知らる。

鍛 治 武 一 郎
 (石川県鹿島郡鹿島町立越路小
 学校)

児童生徒の健康教育面に献身従
 事、健康診断の事後措置、父兄の啓
 蒙に職員と一体となって実践、学校
 保健会を結成、会長として、全県の
 学校、家庭、地域社会の保健の推
 進と振興に多大の成果をおさめた。

高 見 沢 昇 平
 (長野県南佐久郡南牧村立南牧
 小学校)

六十余年にわたり学校医として地
 理的悪条件を克服して身体の衰えも
 省みずその職責を果たし学校保健の
 向上に尽力した功績は大きい。

水 野 慶 治
 (愛知学芸大学付属岡崎中学校)

県市の学校保健会の要職にあり、
 学校薬剤師養護教諭の設置、寄生虫
 の駆除、学校給食、プールの衛生管
 理指導にあたり、市議として学校保
 健の推進に功績大。

但 野 走 馬
 (大阪市立神路小学校)

学校保健の事業計画の立案、実施
 に積極的に指導協力、学校保健の重
 大さを職員に認識させ、自己の病院
 の障害を度外視して貢献、市学校保
 健会の要職にあり、大いに活躍。


大 西 永 次 郎
 (岡山県立岡山朝日高等学校)

県学校保健協会会長として、学校医
 学校歯科医、学校薬剤師等各部会の

修学旅行 夏季施設に

食中毒・赤痢の **ホルム錠**
 予防と治療に

乳化キノホルム製剤

発売元  保健産業株式会社

大阪市東区伏見町3-26

ニチバンの **絆創膏**



ニチバン株式会社

指導と協会の活動を活潑にした功績は大。協会として保健行政の向上に地域の保健理解を高め充実に貢献。

北条源之助

(徳島県立池田高等学校)

四十年来にわたり、校医として献身的に職員、生徒の健康管理の徹底に尽力、学校保健の向上に、地域社会の保健思想の普及徹底に積極的努力成果をあげ。

軒原良正

(香川県大川郡津田町立鶴羽小学校)

十四年間献身的努力、学校保健に限りない熱情をもち健康優良学校日本一に育てあげた功績は偉大。郡学校保健会副会長として保健会活動推進、学校保健の向上に努力。

渡辺琢一

(愛媛県今治市立美須賀小学校)

二十一年にわたり献身、児童の保健指導に、定期的に父兄と懇談会を実施、学校病も年々減少し、体位も全国水準にまでいたった。校医の報酬も保健設備費に投じ、へき地学校の保健管理指導に努力。

御厨鹿一

(佐賀市立兵庫小学校)

明治四十三年以来学校医として職務に尽瘁し、児童の健康生活の実践指導や虚弱児童の発病予防体質改善等多大の実績をあげ。

宮崎隆之

(熊本県立鹿本高等学校)

三十四年にわたり、学校医として学校保健の推進に貢献、トラコーマ治療、色神異常者の精密検査に努力し実績をあげ。郡市学校医会長としても尽瘁。

学校歯科医

高橋喜七

(岩手県江刺市立石谷堂小学校)

三十余年勤続、歯科検診特に事後措置に治療台を寄贈、学校訪問に力とめ春秋の検診、抜歯、治療に、献身努力、保健施設の充実に尽力、県歯科医師会の要職を歴任、地区体育協会長として、積極的に学校保健に尽瘁。

新井喜作

(埼玉県北足立郡桶川町立桶川中学校)

生徒の口腔衛生の向上に努め、全県下の児童のむし歯半減運動を提唱県教委と連携し実施、本年は一〇回目、う歯の罹患率は年々減少、功績顕著。

関口竜雄

(東京都練馬区立練馬第二小学校)

永年にわたり、学校歯科保健衛生行政に尽力、日本学校歯科医会、都学校歯科医会、都学校保健会の要職にあり、学校保健の向上発展に努力

下村醇

(静岡市立田町小学校)

学校歯科医として児童生徒の保健管理、指導に献身努力、県、市学校保健会の要職にあり、管下に対する指導的役割を果たした功績は大。

高田徳也

(名古屋市立汐路小学校)

昭和二十一年以来学校歯科医として学校保健の振興に寄与、市学校保健会役員として昭和二十六年以来名古屋市学校保健の振興に献身的に努力。

倉繁房吉

(鳥取県倉吉市立西郷小学校) 三十三年に亘り本校のほか山間へき地の学校保健に努力、保健管理に地域社会、家庭の口腔衛生思想の啓蒙、指導に尽力。学校保健の重要性を地域学校保健関係者に強調、学校保健会結成されるや口腔衛生の普及に、また県学校歯科医会長として児童の歯科衛生の向上に努めた。

太田甲之助

(島根県立横田高等学校)

三十七年にわたり児童生徒の口腔衛生のため、献身的な努力を続け現在に至る、県学校歯科医会の要職にあり学校保健の推進に寄与した功績は顕著。

戸田幸一

(広島県安佐郡可部町立可部小学校)

児童生徒の保健管理指導に健康生活の実践力を養う活動の必要を認識地域社会の実態に立脚し優秀な成果をあげ、学校、家庭、社会における保健活動に対し寄与、環境整備にも努力し学校保健委員会を確立、学校保健団体の要職にあり学校保健推進に貢献大。

西本豊重

(高知市立朝倉小学校)

本校を歯科優良校として全国表彰を受けさせた。学校歯科医活動の発展を期し、学校歯科医会の結成に尽力、理事として充実に努力。地区ごとに子供の歯科衛生の重要性について父兄の啓蒙に献身的に尽力。

光安義夫

(長崎市立佐古小学校)

今日まで二十八年間、献身的に精勤、特に児童健康増進、口腔衛生思想の涵養など指導、助言、検診、治療に努め保健教育の向上に尽力、県学校歯科医会副会長として、学校歯科保健の振興に尽瘁。

境栄亮

(福岡市立舞鶴中学校)

三十六年間学校の歯科衛生の改善に傾注、県、市学校歯科医会、学校保健会の要職を歴任し、県市の教育行政に協力し、学校保健の振興に尽力。

浜田良箕

(宮崎大学学芸学部附属小学校)

昭和五年以来県内各地の歯科衛生指導、普及に努められたら、学校歯科医会設立推進をはかり、学校保健に寄与した功績は大。

巡回環境衛生検査班を組織し県内の学校用水、環境衛生検査等に奉仕的に活動、学校保健行政の進展に尽力

山之内種清

(滋賀県立膳所高等学校)

県学校薬剤師会長として、薬剤師の技術向上に専念、組織づくりを提唱し学校薬剤師会を設立、学校薬剤師設置に尽力し県立全部、小、中、幼稚園は大抵設置された。学校環境衛生にとり組み科学的データの下に改善に努力。

橋爪鶴楠

(大阪府岸和田市立岸城中学校)

二十九年に亘り関係各学校の環境衛生の維持改善に、市全般の学校保健の発展に努め、府学校薬剤師会長として学校保健の推進に貢献。

野口虎三

(兵庫県西宮市立浜脇中学校)

学校保健計画の推進、プールの衛生管理、教室、給食室の環境調査、保健室の薬品調査、指導等に挺身し市学校薬剤師会長として全市の研究調査を実施し、実績また顕著。

学校保健組織体

大分市立荷揚町小学校学校保健委員会(代表者 山本フミエ)

全校区民、学校内外の環境衛生の維持と改善に努め、学校病対策健康診断の事後措置、健康相談の実施等に活動三十六年から三十九年続けて健康優良学校の表彰を受く。

井本保郎

(三重県上野市立崇広中学校)

昭和二十九年県学校薬剤師会長に就任、学校薬剤師の職務内容、専門的事項の実技講習等について自主的研究会を行ない資質内容の充実に努力

利光金矢

子どもの健康の保持増進に成果をあげ県の学校保健に寄与できたのは組織運営と、活動困難な問題と熱心にとり組み地域の協力を得たからである。三十七年全国健康優良学校の特選として表彰を受く。

一、学校衛生時代と校長

昭和以前のわが国における学校保健は、いわゆる「学校衛生」の時代であつて、およそ今日の学校保健からみれば、その考え方、内容、方法等、問題にならない程のものであつた。

(1)健康観 今日の健康観は、WHOの定義の示す通り、身体的精神的社会的に健全な状態だといわれているが、学校衛生時代においては健康を病気でない状態、体格がよくて力もちの状態、あるいはまた環境がきれいであれば衛生的だ、とのみ考えたりしていたようだ。

したがつて校長の学校経営も単なる掃除しきも見えるところを光らせるに終つたり、体格のよい子を表彰したり、病気を無理してまでも出席したものを賞めたりというようなことで、まことに見当ちがいなことであつた。

(2)目標観 そんなわけで学校衛生も幼稚で、単なる身体の丈夫といふことのみが主力がおかれ、これをのみ目標としていたかの感がある、今日の心身ともにとか、社会的にも健全とかいうような目標はなかつたよ

学校保健と学校長

その過去・現在・将来

千葉市立園生小学校長 菅谷 昭

うだ。

このような目標の時代だから、校長の学校経営、例えば当時の身体検査にしても、規定があるから行なうという程のものではなかつたかと思ふ、そして一般的にはトラホームの子が発見されれば、治療させる程度のものであり、もっぱら身体の丈夫なこと、病気でない身体を目標にしていたようであつた。

(3)実践状況 今日の常識からいえば、実践も全職員が挙げて一致協力、全校一体となつて保健の管理や教育を行なうのが正しい姿で現に、そのように行なつているのであるが、

学校衛生時代においては、特別に熱心な校長あるいは学校医、養護指導のみが、これを取りあげていたのではあるまいか、実践が全般的にどの学校でもということではなく、特殊な学校のみという部分的なものであり、全職員でというのではなく、ごく一部分のもので行なうというように限られていたようである。

その方法も教師中心で、今日のように学校保健の対象は子どもであるというふうな意識が低調であつたのではあるまいか、したがつて学校経営も子ども、健康を基調とするという考えが乏しかつたように思ふ。

教師中心の方法であるから、子ども会活動も少なく、ましてや今日のような学校保健委員会活動も皆無であつたといえよう。つまり学校保健の組織活動は全然なかつたようである。その内容も衛生の生活訓練が重視されてはきたが、戦前戦中を通して皇国民錬成という目標に向つて、もっぱら身体鍛錬を中心としたもので、今日のような精神健康的なものと社会的健康というふうな内容は皆無であつたと思ふ。

二、今日の学校保健と校長

以上のような低調きわまりないわが国の学校衛生は、戦後訪れた米國教育使節団の報告によつて、その眼が開かれ、やがて今日のような新しい学校保健を展開することとなつた。つまり、その教育使節団は、日本の学校教育の中において、(1)健康教育が甚しく欠けていること、(2)健康が個人及び社会道徳の大部分の出发点であることにかんがみ、優先的にこれが施策を考慮すべきであること、を強く勧告したのである。

やがて、文部省は、昭和24年11月に中等学校の、こえて翌25年2月に小学校の保健計画実施要領を示すに及び、わが国における今日の学校保健の目標、内容、方法などがこれによつて明らかにされ、スタートしたのである。

しかし残念ながら、その歩みはまことに遅々たるものであり、必ずしも充実しているとはいえないようである。もちろん実施要領が出たからといつて、直ぐに効果が期待できるもの

ではないが、だからといつて、実施要領の線にそつた実践がなくては、永久にその効果は期待されない。実践の責任！それはどうやら校長の双肩にかかつていようである。

(一)小学校保健計画実施要領に示す校長の職務

「学校長は児童および教職員の健康と保健活動に関心をもち、また学校の状態が児童及び教職員の健康に及ぼす影響を理解しなくてはならない。そして、教職員の健康教育、最も調ましい保健活動の助長に最適な学校の状態の維持、じゅうぶんな保健事業の促進援助と、保健問題に教師の関心を高めるようにすることなどに、絶えず積極的に働くべきである。各種の保健機関と協力して学校保健計画をたてることとこれらの目的達成のために、各個人の職務を明らかにすることは、何よりも大切なことである。

学校長は、学校の保健上の必要とそれに要する資料について、卒先して地域社会に十分認識させ、保健関係機関の協力を求める責任がある。児童および教職員に対して、完全に健康な学校環境を提供することは校長の責務である。また優良な学校施設の基準に精進して、施設とその事業計画を維持するためにそれを評価するにあたり、学校医、学校歯科医、学校薬剤師(当時は未設置)、地域社会の保健機関の助力を求めべきである、新しい学校施設や古いものの近代化を企画する際は、安全で健康な生活の助けになるような衛生施設と、その他の条件において、最高可能の標準に適用するような施設の

最高可能の標準に適用するような施設の

三共株式会社

乗物酔に
強いききめが1日中つづく...



ペット

2錠 4錠 10錠 100錠

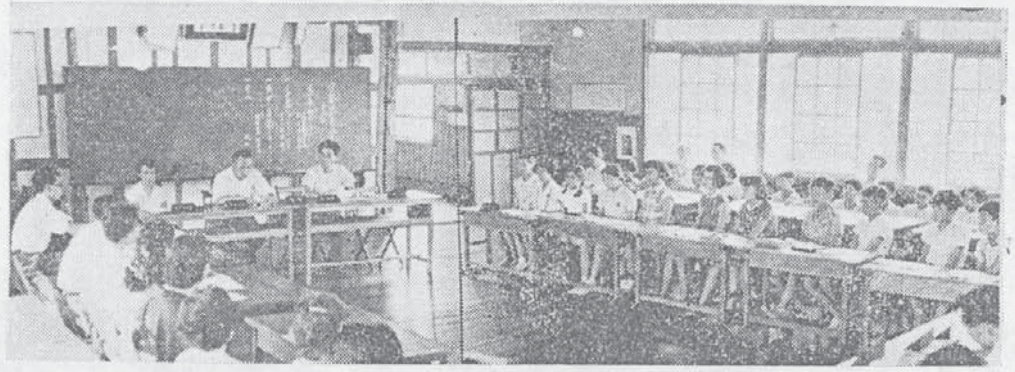
脳の働きをよくする

ギヤバ製剤 ガンマー・アミノ酪酸

ガンマロン

錠・液・注

第一製薬 東京・日本橋 ★文献進呈



様式を推せんする適切な助言を採用しなくてはならない。
 児童および職員が、与えられた施設や用具を協力して十分利用しているか否かを確かめ、かつ精神的、情緒的、社会的に健全な環境を学校内に作りだす助けをすることは学校長の仕事である。
 校長は、学校保健計画を絶えず評

価するための措置を講じなくてはならない。これは、保健主事、一般教師、学校医、学校歯科医、(学校薬剤師) 養護教諭その他健康状態や個人と団体の保健活動における改善の結果を観察する機会を持つている人々からの観察報告を集めることである。
 校長の職務は、次のように要約することができる。
 ① 学校職員に対して学校保健計画を提出して説明し、保健主事その他のすべての職員の仕事の責任を明らかにする。
 ② 保健主事を命じ、その仕事のための時間を割り当てる。
 ③ 学校保健計画の諮問機関としての学校保健委員会を組織する。
 ④ 学校医、学校歯科医、(学校薬剤師) 養護教諭を推せんし、その仕事を割り当てる。
 ⑤ 学校保健計画について地域社会の理解を深め、かつその計画を支持協力するよう指導する(その後法令改正もあつたが、あえて保健計画実施要領のまま抜萃した)

(イ) 学校保健法における校長の職務
 ① 学校保健計画を立て、これを実施しなければならぬ。(第二条)では、一休学校保健計画はどのようにならなければならないか。
 イ、保健主事(学校保健法制定の際、学校教育法施行規則の一部改正で、保健主事が制度化されている。二十二条の三)に命じ学校保健計画の立案をさせ学校関係職員による十分な検討を経たものを提出させる。
 ロ、校長は、この学校保健計画の原案を学校保健委員会に提出して意見

見を求める。
 ハ、学校保健委員会の意見を加えた学校保健計画の原案を職員会議にかつて校長が決定する。
 こうして定められた学校保健計画は着実に実行にうつされなければならないが、この場合、校長はどんな点に着目し努力すべきであるか。
 イ、保健主事、養護教諭、一般教師等、保健計画の実施に必要な関係者の分担を割当て、よく連絡しながら具体的な実施打合せを行なわせること。
 ロ 必要な施設設備の点検、整備を命じ、技術的な事項については養護教諭を中心としての練習の機会をもたせる。
 ハ、学校保健計画の実施は、教育のらち外のものでなく、教育の基礎とし、その過程において、そしてまた教育の目標として行なわれなければならないことを全職員に徹底させる必要がある。

ニ、保健教育と保健管理が、つねに表裏一体の関係において進められるよう実施を督促指導しなければならぬ、家庭や地域社会との密接な連絡をとりながら健康安全の確保をするよう職員を指導する必要がある。
 ホ、実施に必要な予算、経費について配慮しなければならぬことは当然である。
 なお、こうして実施された個々の事項はもちろぬ、学校保健計画全般についての評価がなされなければ、その効果的な推進は期待されないものであるから、校長はこの点にも留意努力する必要がある。例えば
 イ、児童生徒の疾病異常、発育、栄養等の状況及び対策

ロ、身体的な原因による欠席、遅刻、早退等の状況と対策
 ハ、情緒的安定度の状況と対策
 ニ、積極的な傷害予防対策
 ホ、環境衛生の状況と対策・改善
 ヘ、保健指導・保健学習指導の状況
 ト、家庭の関心度と状況、学校保健委員会の運営状況。
 チ、関係職員(学校医、学校歯科医、学校薬剤師)の活動状況
 リ、関係関係法令、文書、資料、記録の整理状況
 ヌ、健康生活習慣調査、健康観察衛生検査等の状況と対策。
 ル、学校保健計画実施の評価状況等について総合評価がなされるべきであらう。

学校では、以上のような項目をさらに具体的に分析し評価するのがよい。つまり単に疾病といわず、これを歯とかトラホームとか、寄生虫病とかに分けて評価するのが合理的である。
 ② 環境衛生の維持改善を図らなければならぬ。(第三条)
 校長は、学校の環境条件を
 イ、児童生徒を疾病傷害からまもるため
 ロ、児童生徒の成長発達を促進するため
 ハ、児童生徒の学習能力を向上させるため
 ニ、清潔で美しく楽しく生活させるため
 に調整適合させなければならないのである。
 特に、換気、採光、照明および保温、清潔等の維持と、必要に応じその改善のため努力しなければならぬ

粉末ジュース様の美味しい
 蟻虫・蝨虫駆虫剤

ベキサン


1g中ピペラジンハイドレートとして 400mg 相当量を含有

製造元  田辺製薬株式会社

よい子のビタミン

総合ビタミン・ミネラル剤

小粒 ポポン-S

 シオノギ

シオノギ製薬

い、何となれば、学校は多数の集団生活が行なわれる場であるし、学習能率の向上、伝染病その他の疾病予防、健康の保持増進を図らなければならぬからである。

学校環境衛生の維持改善については、校長は学校薬剤師の協力をもとめ、その積極的活動を促進するようにつとめる必要がある。

なお、校長といえども、お互いは学校環境衛生の専門家ではないのだから、ひと通りこの方面の研修をしておく必要があることはいうまでもない。

③定期、必要に応じて臨時に健康診断を行う。(第六条)

④健康診断の事後措置をとらなければならぬ。(第七条)

⑤学校においては……健康相談を行うものとする。(第十一条)

⑥校長は、伝染病にかかつておりかかつておる疑があり、又はかかるおそれのあるときは……出席を停止させることができる。(第十二条)

以上①⑥のうち、その大部分は「学校においては云々」ということであるが、これは当然校長の責任において実施すべきものである。

この他学校の設置者の行なう規定になつてゐる事項についても、校長が委任されたり協力をもとめられたりするであろうから、その際は、可能な限り協力援助することが、学校保健法の趣旨にそつとである。

(7)学校には保健室を設けるものとする。(第十九条)

保健室の設置、運営にも校長は図書館と同様に積極的に努力したいものである、教委に働きかけ一日も速かに充実していくことが必要であ

る。

三、今後の学校保健と校長

(1)保健指導、保健学習と校長
保健管理は学校保健法や日本学校安全会誌に則り、保健指導や保健学習つまり保健教育は学習指導要領によつて行なうべきものであることは論をまたない。

特に小学校一年〜四年の保健指導五・六年の保健学習指導、中学校一年の保健指導、二・三年の保健学習指導はもちろん、その組織的自治活動を促進し、道徳や関係各教科、学校行事と密接な連絡をしながら、他の領域と同じように、この保健教育についてもいっそうの充実に期することは校長の責任である。

長

以上、今日までの学校保健と校長の職責とか責任とかいうような問題のあらましを記したが、以下学校保健のために校長は何をすべきかという点について重点的にふれてみたい。

(1)健康を学校経営方針の中に強く打ち出していききたい。空気や日光のようにならぬ健康、この健康について積極的な態度でのぞませるためには、学校経営方針の中にぜひ強く打ち出し、教育計画の中に健康を確固として位置づけする必要がある。

(2)保健主事の活動を促進したい。職員組織や学校規模等のため、なかなかうまくはいかないが、つとめてこの方向に向つて努力していききたいと思う、保健主事は、その学校の保健課長として校長を保健面から補佐するものであり、学校保健計画の立

案、実施、評価の当面の責任者であるから、この保健主事の活動を促進することが学校保健を向上させる鍵である。

(3)児童(生徒)会活動ならびにその保健部会の活動を促進指導するとともに、その発展としての家庭、地区民を入れた学校保健委員会を組織運営し、学校、父兄、地域が三位一体となつて、児童生徒の健康安全を確保していききたい。

(4)学校医、学校歯科医、学校薬剤師との連絡を緊密にし、これらの人々が積極的に学校に近づいてくるような雰囲気や道をつくりたいものである、校長の熱意と誠意は、多忙であるこれらの人々に通じない筈はない。

(5)養護教諭を本来の職務に専念できるようにしてあげたいものである。養護教諭でなければできない専門的な技能知識をもつてゐるのに、この活用が不十分となつてはもったいない。事務雑用から一刻も速やかに解放し、その本分を十分に活かせることは、校長の責任ではあるまいか。

(6)保健教育の充実徹底に努力するこのことは、なかなか至難である、どの学校でも、そのすべての場所、すべての機会に保健指導を行なつてゐるようではあるが、思うように徹底しないのが実状であろう。また保健学習ともなると、その時間が体育に食われて、指導されたにせよ晴耕雨読のものになりやすい、したがって、自校に適したプランを作り確実な指導をするよう指導し、促進し、監督することが校長として

忘れてならないことであると思う。(7)保健室の充実を図り、健康診断の事後措置や健康相談を確実に行うこの当然のことが、事後措置—保護者への通知さえも—が徹底しない、治療の勧告も一回限りのし放しであったり、その状況さえも握られていないようでは心細い限りである、ま

してや健康相談に至つては、あまりにも情けない状況ではあるまいか。保健室の充実ということば、単に設備を整えるということばかりではなく、その機能を十分に発揮させるということである筈。健康診断の事後措置、健康相談等大いに保健室を中心として保進していききたいものである、校長がこのような考えであると、保健室に働く人剤養護教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の活動も活発になり、したがつて学校保健委員会の運営や活動も自ら促進されるであろう。

(8)教職員の保健にいっそう留意していききたい。このことは何も職員をらくに勤務させ、疲労させないということではない。全校の雰囲気や民主的で明るいものにすれば、職員のモラルは高揚し、したがつて教育能力も上がるし、職員員の精神衛生上によいというわけである。

学校環境の美化、宿直室の清潔整頓美化、憩いの室としてふさわしい設備等ももちろん必要であるが、校長としては特に職員員のこの精神衛生に留意するとともに、身体的な健康にも格別の配慮をしてあげたいものである。病気になるにもかかわらず勤務の厳正というために無理に出勤することのないようにしたいものである。

忘れたらぬことであると思う。(7)保健室の充実を図り、健康診断の事後措置や健康相談を確実に行うこの当然のことが、事後措置—保護者への通知さえも—が徹底しない、治療の勧告も一回限りのし放しであったり、その状況さえも握られていないようでは心細い限りである、ま

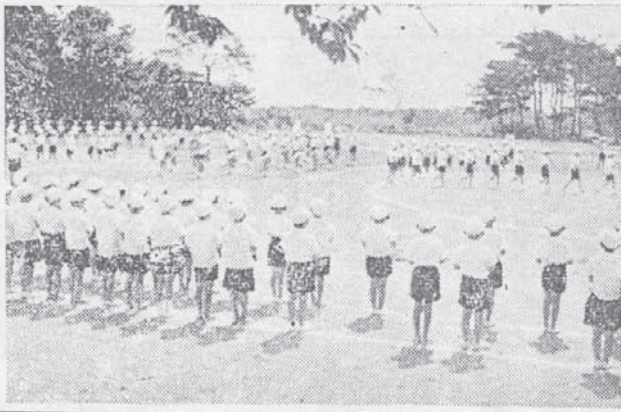
新発売



100円

マッ白な歯をつくる
マッ白な歯磨

ホワイトライオン

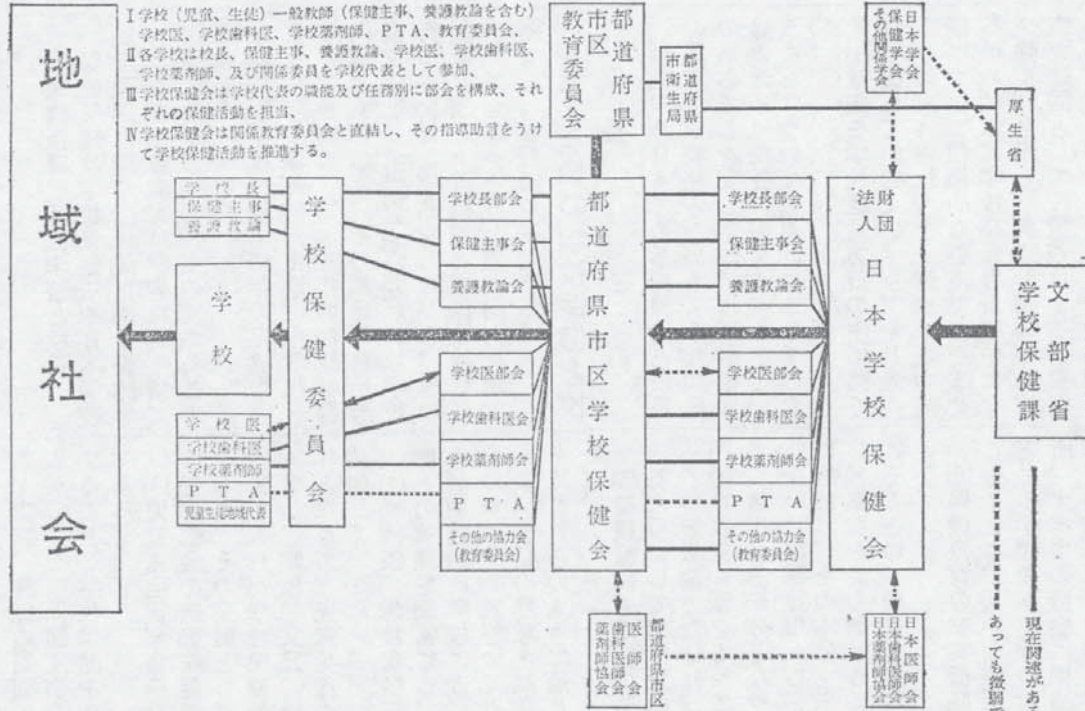


(9)健康手帳の活用を図りたい。児童生徒に、自分の健康について、理解させ、これに基づいて自分の健康の保持増進に必要なことを自ら実践させることが、保健教育の目標とするところである。この目標を達成するとともに、併せて学校と家庭との相互連絡を密にして、その保健管理と保健指導の強化を図るために、ぜひ健康手帳を活用したいものである。この活用に当り、適当な時間がないとか、教師の負担が加重になるとか、いろいろの考えもあるようであるが、要は教師にその熱意があれば解決できる問題であると思う。校長としては、職員とよく協議し、その理解を得て、この健康手帳を活用していきたいものである。健康手帳の有効な活用は、今後における学校保健の効果を上げるために不可欠の事項ではあるまいか。

◇カット写真◇

第1頁のカットは大会開催県熊本の東北にそびえる阿蘇山の全景◇第六頁のカットは、学校保健委員会のスナップ◇第八頁は、小学校の運動会のページメント◇第十頁は、予防接種を受ける学童のスナップ。

は大会開催県熊本の東北にそびえる阿蘇山の全景◇第六頁のカットは、学校保健委員会のスナップ◇第八頁は、小学校の運動会のページメント◇第十頁は、予防接種を受ける学童のスナップ。



学校保健会の構造と系統

学校保健用品の推せん

本会は、本会学校保健用品推せん規定により、昭和三十八年九月十日付で、次の二品目ほか一品目(13頁掲載)に推せん状を発行した。
東京都中央区京橋二の八
明治製菓株式会社

品目 イソジン液

一、効能、皮膚のブドウ球菌連鎖球菌感染症、白せん感染症、やけどきりまけ、おでき、とびひ、かみそりまけ、しらくも、せにたむし、いんきんたむし、みずむし、ひびあかぎれ等
特にやけど、きりまけには特効がある。

二、性状 本剤一〇〇ml中、自社輸入NNDポピドン・ヨード一gを含有する液状薬剤である。

三、特色効能は在来のヨードチンキに類するが、ヨードチンキのようにしみないこと、衣類についても洗えばすぐおちることが最も大きな特色で、児童生徒用としては好適な消毒殺菌剤である。

同 品目 マイシリン軟膏(更新)
(7gチューブ入り)
明治製菓株式会社

一、効能 グラム陽性菌および陰性菌による皮膚感染症、膿皮症、疔よう、丹毒、化膿性湿疹BCG潰瘍、口内炎、やけど、きりまけ、にきび、おでき、とびひ、かみそりまけ等

二、性状 軟膏基剤中に、結晶ペニシリンG、結晶ジヒドロストレプトマイシンを含有させたものである。

BCG

潰瘍から お子様を守る!

抗生物質製剤のトップメーカーとして 15年の歴史をもつ明治製菓が その品質を誇る軟膏



マイシリン軟膏明治

(ペニシリン・ストレプトマイシン合剤)

〈効能〉皮膚化膿性疾患・BCG潰瘍・火傷・外傷等

〈包装〉5グラムチューブ入り60円

明治製菓 東京・京橋2-8

◆一八九一年、文部省普通学務局の久保田局長は三島通良学士に学校衛生事項の調査を命じた。同学士は全国を物さしと秤をもつてまわり、子供の身長と体重を計り、且つまた学校の状態を調査した。一八九三年には、日本で初めて学校医が、東京市と神戸市とに誕生し、その後各地にぞくぞくと学校医がおかれるようになった。一八九六年には日本で初めて学校衛生に関する著書「学校衛生学」が三島学士によって発刊された。一九〇〇年文部省に学校衛生課が設置されるや、三島学士はその初代課長となり、日本の学校衛生の開拓と推進に寝食を忘れて精進された。当時の学校医の活動は「学校衛生学」や三島課長の指導によって、目ざましいものがあつたものと想像される。これらの大先輩によって、現時の世界的な日本の学校保健の礎地がつくられたのである。

◆各地における学校医の貴重な業績は、枚挙にいとまがないが、京都の豊田順爾博士の学校衛生上最も重要な机高決定標準、机腰掛好適配給並びに作業能率に関する坐高三角法の研究は、一九二八年頃には殆んど完成の域にあつた。この偉大な研究が結実して一九五〇年には、学校衛生に関する不朽の名著「学校机腰掛指導新書」の刊行となつた。この名著は今日においても机腰掛問題に関する貴重な文献となり、さんざんと輝いていることは既に周知のところである。当時の一般学校医の活動は学校衛生に熱意のある人々によつてささえられていたことは、昔も今もあまり変らない。

◆一九五八年学校保健法が公布され、その学校保健法施行規則第23条に学校医の職務執行の準則が示されている。これが学校医の活動の最低線であるが、この範囲の活動さえ意図する者が無いとはいいがたい。かような学校医の存在からして「注目すべきことはヨーロッパの学校医は相当に現場に進出してゐることである。日本の如く校医が治療医学の立場を固守して、せいぜい入学時身体検査のときだけに顔を出すという無責任

学校医活動の歴史と

当面及び将来の問題点

日本学校医会会長 岩尾泰次郎

れば、年間の全国平均の一枚当りの執務日数は次のとおりである。

◆学校医は、小学校では14・1日、中学校12・7日、高等学校27・3日、学校歯科医は、小学校では6・5日、中学校5・6日、高等学校10・9日、一人当りの年間執務日数は、学校医は、小学校では11・7日、中学校10・2日、高等学校14・3日であり、学校歯科医は、小学校では6・6日、中学校5・5日、高等学校8・7日である。

◆学校医および学校歯科医の年間執務日数を都道府県別に見ると、一校当りの執務日数は、学校医では、小学校最高35・7日、最低6・4日

り年間執務日数から、上、下位より各五県をあげれば、上位では、島根県24・6日、長崎県20・6日、大阪府20・0日、佐賀県19・3日、高知県16・4日、下位では、群馬県6・7日、秋田県7・0日、山形県7・2日、大分県8・2日、新潟県8・6日である。以上の執務日数によつて校医の活動を評価すべきではないが、校医の活動の一つの尺度にそれがあつてゐる。

◆私は常に執務回数よりもその内容によつて評価すべきだと提唱してゐる。換言すれば、学校医の執務と活動とは一つにして二つであるとも謂い得る。執務は法において定められた事項に対する行為であつて、活動は執務事項も含めて、その人の学校保健に関する総べての活動である。したがつて個人的な問題も包含されている理である。またこの執務日数は校医の給与の算出にあたり、有力な参考資料となる傾向が多分にあるが、これに対しては異議を強調してゐるのである。

◆一方、学校医の職務執行の準則の施行にあつて、抵抗を感じる問題点が少なくない。この打開こそ日本の学校保健の進展に、最も重要な事柄である。私共校医にとつて、先ず第一に痛感することは、現在の学校医制度の改善である。私共校医の身分が果して確立してゐるであろうか。

◆法第一六条において一応、学校医は位置づけられてはいるが、その(四)において、学校医にあっては「医師のうちから任命し又は委嘱する」とされてゐるが、これによつて東京都23区はまちまちになつてゐる。



製菓メーカー初の一流製品



- 衛生的、活動的で、割安
- 水洗トイレの使用も安心
- タテに吸収する特殊紙綿
- 肌ざわりよく、モレない
- 権威者に生理相談できる

生理相談券つき(新しい紙綿)

エヌール ナプキン

すみれマークがシンボル

徳用袋入り(薄手30コ)・化粧箱入り(薄手7コ・厚手8コ組合せ)各100円



このことは「任命」に統一すべきではなからうか。任命と委嘱とは受取り方の感じは異なる。即ち教育委員会において、学校を中心として、地理的にまた医師としての経験年数、学校医として適格者であるかどうかなどを考慮して任命することが望ましい。政治的とか或いは圧力団体からの推せん等は絶対に排撃すべきである。また地方においては終身的な学校医を見かけるが、これは却って学校保健の発展に障害を及ぼす場合がある。学校医の任期及び停年制を設置することが望ましいのである。学校医の身分の法的解釈は「学校医は地方公務員法上一般には非常勤の嘱託員の性質を有する特別職である」と述べているが、これと法第一六条の(三)との関連もはっきりさせたいものである。

◇学校医の職務執行の準則の施行にあたっては、児童生徒の保健管理上、その人数が問題である。学校医の報酬の算定の基準及び地方交付税交付金積算の基準は、小学校18学級児童数約九〇〇人、中学校15学級生徒数七五〇人、高等学校15学級生徒数七五〇人である。この標準小学校児童数九〇〇人に対して内科学校医二人を設置したい。即ち児童数多くなるとも五〇〇人に対し、内科学校医一名とすること、中学校及び高等学校はこれに準ずればよいのである。これが児童生徒の保健管理上最少限度の要求である。

◇学校保健計画の立案にあたって学校当局は、学校医の意見を聴いているかどうか問題になっている。保健計画には最も神経を集中しなければならぬことを、学校も学校医も反省すべきである。健康診断の際に担任教師は、児童生徒の個々の健康状態を把握すべく努力し、また児童生徒個々の日常の健康状態を学校医に参考資料として提供しているかどうか。法第一一条の健康相談の主旨を学校も学校医も理解しているかどうか。また定期的健康相談日の設置をしているか。法第七条の疾病の予防処置は、学校集団においては最も重要なことで、学校も学校医も真摯にやっていることは認めるが、法第三章のなかの食中毒の予防処置に關しては、まだ充分とは言いきれないようである。食品衛生管理、給食従業員の保健管理の問題については、学校も学校医も関心を高めねばならない。特に、保健所との連絡を緊密にすべきである。以上は学校医としての職務執行の主なものであつて、最低の執務である。

◇このほか学校保健に熱意のある学校医が個人として、児童生徒の健康保持増進等の問題を研究するにあたって、学校当局の保健に対する関心の稀薄であることが痛感される。これは学校当局だけでなく、政府当局も学校保健の重要性を説法するが、学校保健に關する国の予算は他の部門のそれに比較して、寥々たるものである。この問題も、学校保健に關する人々によつて真剣に解決したい。また足踏み状態の日本の学校保健を上向に推進させるには、私共が学校保健法を獲得するまでの、あの学校保健に対する熱意と精進とを再現発露すべきである。現時においては、学校保健関係者個々の努力はいうまでもないことであるが、最も重要なことは、学校保健関係者団体の強化と緊密な連繋でありまたそれらの団体の強力な活動でなければならぬ。これがためには各団体における各部会の代表は、学校保健に關する学識経験の豊かな活動家が望ましいのである。

◇これを日本学校保健会についていうならば、「学校保健会の構造と系統」に示したように、例えば日本学校保健会の学校医部会は、全日本の学校医の代表でなくてはならない。学校保健委員会のメンバーとしての学校医の集団から、都道府県市区等の学校保健会学校医部会に代表をおくり、この都道府県市区等の学校医部会から日本学校保健会の学校医部に代表をおくるようにしたい。ところが日本学校保健会は、学校(児童、生徒、教師、養護教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、PTAを

含む)を単位細胞として、学校保健会の部会を構成している。学校校長、保健主事、養護教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、PTAは学校代表である、これらのものから構成されている。ところが日本学校保健会は都道府県市の学校保健会を加盟団体としていたのである。これらの団体に日本学校保健会から末端の諸学校保健会まで心棒をおすべきであると考えられるのである。

◇活動の問題であるが、この活動には経済的なバックが必要であることは多言を要しない。日本学校保健会が日本の児童生徒の健康保持増進その他に目覚ましい活動をすれば、日本体育協会が国から多額の補助を得ているように、わが日本学校保健会も、国から補助をうけるようになるであろう。また、活動の資源として学校保健関係の学会の指導助言を仰ぐことも考慮すべきである。さらには医師会、歯科医師会、薬剤師会等からの協力も望ましいことである。かように、一応学校保健会のいわゆる体質改善を図ることが急務ではなからうか。常任理事の末席を汚している私の痛感しているところである。

◇第一三回全国学校保健大会が熊本に開催されるにあたり、大会の標題は「広く一般の協力を得て健康生活の理解と実践力をためるため」に「学校保健関係者が参集して、研究協議をするのであるが、この大会が文部省と教育委員会の布石に終つてはならない。学校保健関係者が、そのなかに入って職能的な知識を絞り、もつて日本の学校保健の向上発展に努力することを念願してやまないものである。



服用は1回でOK!!

一回服用 (新・ぎょう虫駆除剤)

ポキール

錠・液

Better Medicines for A Better World



パーク デービス三共株式会社

東京都中央区銀座1丁目10番地

第一の時代(大正期)

本稿は、ここ四・五十年の学校歯科衛生分野の歩みを簡単に述べたものであって、わが国の歯科衛生史というようなものではないことを予じめご諒承願いたい。

学校歯科衛生の過程と当面の問題点

日本学校歯科医会会長 向井喜男

が始められた。それは勿論、一般も対象であったけれども、目標はあくまでも学校、児童、生徒、教師であったのである。いまと違って、学校が教育理論の中でとりあげられるというような時代ではなかったから、こうした形(かたち)のあることも自然

て貰わなければ、——といふことは、まず口腔衛生学、予防歯科の本質からいって強調され、これを提唱したのは、明治の昔から歯科医師であった。そして後年、歯科医師会等ができてからは、その事業として口腔衛生の普及運動

であつたし、また、児童生徒に良習慣を育成しようとする健康への目標については今日と全く同じである。その組織的な衛生運動の始まりとして、日本連合歯科医会(常務委員長榎本積一、担当常務委員奥村鶴吉)が、大正四年に寄付金をもって数組の模型と掛図を新調し、全国各地で歯の衛生展覧会を開催した。また、講師(専任向井喜男)を各県に派遣して学校歯科衛生の啓蒙に勉めたのである。

本部と開催地の歯科医師会との話合がつくと内務省から府県知事への紹介状がでる。さあ、これを持って行くと、ここまでは担当常務の先生がやって下さる。現地へ行くと、まず知事に趣旨、方法などをつぶさに申し述べて協力をお願いする。講師といつても、仕度のできた日程のついでに、居ながら講堂や教室にスーツとはいって行く先生ではなくて、知事さんが、その衛生の話とは一体どういうことか、という質問から始まる時代であるから、その準備はなかなか容易ではない。その代り、講演や指導がスタートすると好奇心も手伝って概して好評である。昼は、学校で児童生徒と話した後、教師との研究会をする。夜は、地域の人たちに、幻灯(ガラスのスライド)と、日連学歯がアメリカから輸入した映画 Toothache を映写して話をするのである。この映画は、クリーブランドのマリオンスクールで行なわれた、歯科衛生の実験学級を取材して脚色したもので、学習として行なわれている教室の Tooth brush drill や Mass tication drill が現われるので、そ

の頃、このようなトレニングがまだ普及していなかったわが国の人々の眼には、珍らしくまた参考にもなつたのである。

この事業は、大正四年から七・八年頃まで最も活発に進行し、展覧会は一八〇余ヶ所、その参観者約五〇〇万人、講演会の開催地は三六〇ヶ所一、五三〇回に及んだ。これは道府県と協力して開催されたので、識者の関心をよび起し、その後の道府県の活動と相まって、漸次に学校歯科衛生の機運は高まって来た。そして児童の歯の検査を歯科医に依頼する学校も各地にふえて来た。

大正八年三月二十五日には、議会に提出中の、小学児童の口腔衛生に關する建議案(木下謙次郎外議員依頼)が可決された。この議案中には、歯科医を学校医とすること、学童歯科診療所の設置、口腔衛生調査機関の設置、児童生徒へ口腔衛生思想普及の実施(当時の用語「今日の保健教育」等を要望した。

そして、大正九年には、口腔検査票(当時の用語)を定めて、加盟団体を通じて頒布し、これを歯科医による児童生徒の口腔検査に使用するようになったので、検査項目や集計に進歩の跡がみえた(この時の様式は、昭和七年に改正し、更に昭和十二年には後に述べるように大改正を行なつた)。

翌大正十年には、小学校で使用する歯の掛図や教育資料を發行したり、また、文部大臣に、小学児童の歯の検査には歯科医を嘱託するように地方長官に通牒を出して欲しいということと、師範学校と小学校の課程に、歯の衛生の知識をとり入れることが望ましいということの二つを建議した。

ライオン F 食器洗いの テマが半分に! 水の17倍もキレイに洗えます

- 油のドロドロの食器などもお湯を使わずに手軽くキレイになります ●食器をキズつける心配がありません
- 泡の出ている間は何回も使えて、とても経済的 ●水キレがよく、ふくテマがはぶけます
- 野菜・果物洗いにも……………水で洗ってとれない回虫卵や農薬も、100% 洗い落とせますから安心して召上れます。

東京都中央区八丁堀1~2 電話(551)6491・9241 ライオン油脂株式会社

生の講習会を開催して、この道の発達に力を尽した。講習は一流の講師を聘し、参加の教員には旅費を呈し、終了すると帝国ホテルで労をねぎらう宴も設けた。それで一言半句もの宣伝がなかったのであるから、今の世では夢のようなことであり、これを推進したのが緑川宗作と神谷市太郎であった。

第二の時代 (昭和前期)

昭和に入つて顕著なことは、学校歯科医の設置に伴い、各府県に学校歯科医の団体が設立されはじめたことである。昭和二年に東京、埼玉、昭和三年に静岡、鳥取、昭和四年に山梨、徳島、福岡、昭和五年には、福島、大阪、和歌山、香川、昭和六年群馬、宮城、長野、三重、京都、佐賀、昭和七年秋田、神奈川、愛知、富山、愛媛、鹿児島というように、あたかも、密雲晴れて連山を見る如く、つぎつぎにその姿を現わしてきた。

これより先き、全国団体の結成を要望する声が強くなり、東京市学校歯科医会が中心となって創立の準備中であつたが、都合により、まず学校歯科医大会を開くことになって、芝の赤十字参考館講堂で、昭和六年四月六日第一回の全国学校歯科医の大会が盛大に開かれた。そして昭和七年四月七日、待望の日本連合学校歯科医会が、駿河台の日本医師会館に於て創立記念を開催した。この会の創

立には、奥村鶴吉、松原勉、岡本清綏等が奔走した。この時の加盟団体が全国三十七団体であつた。

一方、前に述べた各県の学校歯科医の設置状況も、昭和二年には鳥取、宮崎、愛知、島根、静岡、徳島の六県、三年には熊本、千葉、長野、山口、宮城、群馬、三重、福島、山形の九県に、更に四年には香川、東京、京都、兵庫、茨城、鹿児島、愛媛、福岡、に訓令又は県令が発せられ、更に五年に奈良、和歌山を加えて二府三十県となつた。

この趨勢に於て政府は昭和六年六月二十一日、勅令をもって学校歯科医及び幼稚園歯科医規程を公布し、学校歯科の規格と学校歯科医の身分が明瞭になつた。そして、翌七年二月一日付文部省令「学校歯科医職務規定」によつて、職務の要綱が指示されたが、この省令の内容は、戦後に於ても、昭和三十三年学校保健法の制定に至るまでは、公式でなくとも、学校歯科医の道しるべとなつたのである。

以上、全国学校歯科医大会(研鑽と意欲の高揚)、勅令の公布(法規の整備)、日本連合学校歯科医の創立(横の連絡)等が前後して実現され、爾後約十ヶ年これらの施設と組織が中軸となつて、我国学校歯科衛生の盛んな時代がつづいた。

日本連合学校歯科医大会(理事長後に会長奥村鶴吉)は、事務所を文部省体育課内に置き、役員の外に委員を置いた。文部省からも岩原大西河体育官が役員に入るし、道府県の学校衛生技師が全部委員になる点等は、今日の組織とは大へん違つてゐるがあつた。

その事業としては、毎年全国学校歯科医大会を開き、また、連絡と研究発表の機関として会誌を発行した。また、学校歯科施設調査委員会を設けて、実務の調査と企画を行なつた。即ち、学校歯科医の職務を検討したり、六ヶ年連続の口腔診査票(当時の用語)や口腔衛生の出版をして学校歯科の発達を計つた。昭和八年以来毎年文部大臣からは、事業奨励金が日本連合学校歯科医会に下附され、この調査会の成案は有効に具体化された。例えば国語読本ムシ歯の解説や歯科衛生指針書、掛図などを全国師範学校に贈呈したりなどしたのであつた。

昭和十二年一月、学校身体検査規定が改正されて、新たに公布された。それまでの学生児童生徒身体検査規定は、大正九年制定のもので実に十七年ぶりであつた。現在も行なつてゐる、乳歯、永久歯に分けて記入し、齲歯以外の歯疾に注意することと、また齲歯を処置歯と未処置歯に區別してその数を記入すること等は、この時に改正したものである。

一方、全国学校歯科医大会も、昭和六年(第一回)から昭和十八年(第十三回)戦争で中止するまで、全国各地持廻りして盛大に開催されたことを当時の方は記憶せらるることと思う。要するに、この時期は学校歯科医の執務が制度化し、学校歯科医の研究心も旺盛で、競つて現場の実績を向上することに努力したので、名声を挙げた多くの学校歯科医が輩出した戦前の学校歯科の振興時代であつた。従来、歯科医師会で行なつた学校歯科の指導や政策を学校歯科医会がやっていた。そして最後は国を

あけて大戦に突入し、学校歯科医も職域奉公に挺身したのであるが、遂に、昭和十九年戦争末期の政策であつた団体統合で、日本連合学校歯科医会が帝国学校衛生会と合併して、日本学校衛生会となり、第三の時代に入る。

第三の時代 (昭和後期)

戦後である。合同した日本学校衛生会(会長三宅敏一、後に日本学校保健会となり会長栗山重信)は、歯科部会を設け、これは会長から指名された委員で構成され、懸案事項であつた健康教育資料(当時の用語)や齲歯予防に應用される弗化物等についての調査研究を担当した。

日本学校衛生会では、各地で学校衛生協議会を開いたりして戦後の歩みが続けた。そして、昭和二十二年からは全国学校衛生大会(当時の名)が復活した。これは総会と分科会を二本建てであつたが、第一回を東京で開いた時は、まだ歯科分科会の出席者も少く、会場は学校の一教室で充分という程度であつた。それが日光、横浜、名古屋と回を増す毎に、総会と共に分科会も盛大となつて、二十五年名古屋の分科会では、それを戦前の大会から通算して第十四回全国学校歯科医大会と称することに決められた。その次の昭和二十六年福岡の時からは、文部省が主催となつて、第一回全国学校保健大会が誕生し、全国学校歯科医大会も同時に福岡で開いた。この関係は引続き松島、高松、出雲までは同様で開催し、次の昭和三十年以後は設営その他開催地の都合で全国学校保健大会と別個に大会が開かれて現在に至つてい

本会は、本会学校保健用品推せん規定により、去る四月二十六日付で左記二品目に推せん状を交付した。

東京都中央区日本橋橋町三
株式会社アール・エヌ・ケイ商会

品目 ローズクイン生理帯

一、規格及び形状 パンテ型生理帯 (イ)広巾ウエストベルトと内部吊布付 (ロ)股部防水布縫着 (ハ)替ゴム取付け (ニ)耐用年数二九年以上

二、小売価格 団体購入先への納入価格三〇〇円(市販六〇〇円位)

三、特徴(1)ウーリーテロン100%のメリヤス生地使用で通気性高くフリーサイズで身体にピッタリする(2)吊上式ゴム布縫着しあり活動に脱脂綿移動なく安定性が高い(3)足の伸び(伸縮度)を大きくするため特別な裁断縫製方法を用いた福岡県久留米市合川町二三七ノ一 三原機工株式会社

学校保健用品の推せん

- 品目 KM式学童机、椅子
- 一、規格及び形式 一号机Ⅱ天板四〇〇×六〇〇×六〇〇、高さ四七〇×六三〇×六〇〇、二号机Ⅱ天板四〇〇×六三〇×六〇〇、高さ六一〇×七〇〇×六〇〇、一号椅子 座板三一〇×三四〇×二六〇、高さ二六〇×三六〇×三六〇、二号椅子 座板三六〇×三六〇×三六〇、高さ三六〇×四六〇×三六〇
- 二、小売価格 一号一組四、四〇〇円 二号一組四八〇〇円
- 三、特徴 児童の身長に合せて伸縮が自由に出来、操作が簡単確実で堅牢耐久度高く色彩は近代的暖色

る。(三十年東京、三十一年札幌、三十二年岐阜、三十三年栃木、三十四年青森、三十五年和歌山、三十六年横浜、三十七年京都、三十八年山形)

これより先き二十五・六年頃から、各地に於て学校歯科医会の団体が復活し、再び全国組織を望む声が強くなり、二十七年松島の大会でこれが決議され、翌年高松の大会でこれができ、その翌二十九年出雲の大会の前日に、同地で創立総会を開いて戦後の日本学校歯科医会(会長向井喜男)が発足し、今日まで引続き学校歯科再建の歩みを続けている。現在都道府県の加盟団体は四十九団体に達し、学校歯科医の新しい意欲は、毎年の総会や大会の雰囲気にもよくうかがうことができる。なお、本年度の第二十七回大会は、去る十月五日・六両日山形市に於て開催され、全国から千二百余名の参加があつて頗る盛大であり、明年は、富山市に於て開かれる予定である。

当面及び将来の問題点

学校歯科衛生の問題点は少なくないが、既に依頼の紙数を使い果たしているもので、主なることのみを要約する。

一、戦後十八年間学校病のトップを占めて、毎年罹患者率が上昇するばかり、(最近十年間全国小学校統計(文部省)でいえば、二十八年52%、二十九年60%、三十年66%、三十一年70%、三十二年79%、三十三年83%、三十四年83%、三十五年84%、三十六年81%、三十七年85%)この児童の齲齒蔓延をどうするか、という問題である。学者に真剣に予

防のきめ手をご研究願いたいし、また政治家も世間もむし歯はそれでよい、と云わぬばかりの忘れ方、まづその頭をたたきななおすことが第一の問題。

二、学校の保健指導をもっと効果的に強化していただき保健管理が遊離しないよう改善する。つまり学校保健に於ける保健管理は、あくまで指導的保健管理であることに徹底する。歯の場合は殊に然りであると思ふが、これが第二の問題。

三、むし歯半減運動は日本学校保健会と日本学校歯科医会が主催、文部省が後援で、全国が実動にはいつたが昭和三十一年度からであるが、なかなか難事業である。しかし各地の統計を見ると処置完了者率もまた処置完了歯率も共に漸増の傾向にあることは頼もしい。毎年度の半減達成も年々増加し、本年度全国大会では小中合せて九百七十七校の表彰を行なった。児童は新生齲蝕の頻度が高いので、予防への指導が高まらなければ事後処理だけでは堂々めぐりに終始する、半減運動が専ら未処置歯の治療の励行であるように思っている人がまだあるようであるが、この過程の大部分が教育であることを知って頂くことが第三の問題。

四、学校に於ける予防処置は、戦前、学校として各種の保健養護施設(当時の用語)に留意せしめた頃に、普及発達したものであるが、(前述した昭和十二年の新学期から全国一斉に齲齒を処置歯と未処置歯に分つようになったのは、予防処置を施す学校が相当に増加したためであった)近年これを対象とする論議が

かまびすしくなったことは、やはり社会保険時代であるともいえる。日本学校歯科医会では、前年京都の大会の時の申合せによって、予防処置委員会を設け、一ヶ年慎重に検討した、その答申に基づいて今年山形市で開催した総会では一応、校内予防処置に対する見解をまとめあげた次第である。即ち、地方公共団体の責任に於て、整備された施設と、妥当な経費で(アマルガム充填)運営される場合の他は、校内の予防処置の実施に重点を置かず、治療への指示に重点を置くということになった。このことは、今後学校歯科医はもつと教育の面に協力すべきだということとで、これに関連して学校歯科医の実務の手引というようものが作成されるはずである。児童生徒の齲蝕の現状はその九十%が未処置のままである。これに対する施策は彼等の発育と健康保持の上に極めて重要である。国民皆保険の今後は学童診療所の必要が迫られているし、また齲蝕予防の法制化と関係法規への調整が望ましい。これが第四の問題。

最後に、ご多聞に洩れないようなことであるが、学校歯科医の待遇改善を強調したい。現状ではあまりに地域差の高低がひどすぎるし、昔の平均寿命と同じで、数字でなく概念としての平均にならない。また学校歯科医の執務についても個人差が見開かれるので、山形市で開催した全国の研究協議会では実務内容の水準と今後の方向について、討議と申合せが行なわれた次第である。

学校保健用品の推せん

(8頁よりの続き)

大阪府河内市菱江一

松下電器産業株式会社

品目 ナショナル蛍光灯明視スタンド(更新)

一、規格 JIS(日本工業規格)に制定された規格に合致する蛍光灯明視スタンドである。

二、性能 電球明視スタンドから数歩前進し、JISの規格からはるかに上まわつている。

(一)明るさ スタンドの前方50cmおよび30cmの位置で、中心から左右各六〇度の範囲の明るさが、それぞれ一五〇ルクス、三〇〇ルクスである。

(二)しゃや光 机上からの高さが、28cmないし38cm以上であれば、どの位置から見ても光源は目に入らない。

次号(第51号)も特集に

本号は、前号で予告したように、いわゆる学校保健に関して、ひと目でわかるようなベデカー(案内書)みたいなものを企画してスタートしたのであるが、執筆者の都分間で間にあわないものが多く、したがって次号は、大会の特集と併せて、足らないところを埋めて、本号よりの積み重ねがその企画の線になるようにと考えている、このことをご了承いただきたい。したがって次号も(第50号)も特集にといまから待ちかまえているところである。

水の衛生管理に!



調整自在の 滅菌自動点滴器

- ★ 毛細管の定常流理論の応用により原液のまま恒量滴下。
- ★ 井戸水・簡易水道・し尿浄化槽の消毒に最適。
- ★ 価格…附属品一式とも ¥ 5,000

新発売 エクリン点滴器

特許申請中

誰にも計れる 塩素測定器

- ★ 数ccの検水を入れるだけで、即座に濃度の比色測定ができます。
- ★ 一つの試薬は 150~200回有効
- ★ 価格…一組 ¥1,000 試薬6個入 ¥600
- ◎ 科学技術庁 推奨 実用注目発明
- ◎ 日本学校保健会

特許 エクリンテスター

R型—低濃度用…飲料水、プールに
A型—高濃度用…野菜、食品用器具に
★ 文献進呈

昔と今の養護教諭

日本学校保健会理事

千葉 たつ

—将来への希望をこめて—

養護教諭には、その身分とともに職務内容の不安定な灰色の時代に長くつづいた。職場の内容が示されても学校保健についての一般的な認識が低く、教育の枠外のものと考えられ、学校衛生そのものも低調で素朴な時代であつてみれば、その頃の養護教諭の職務も存在も、今日の目をもつて見ると、まことに感慨にたえぬものがある。

現在の職名「養護教諭」になるまでの職名は府県によっていろいろ違つていた。

曰く学校看護婦・学校衛生婦・学校養護婦等。それが昭和16年国民学校令の発令とともに、養護訓導執統一され、その後地方技官、そして今日の養護教諭となつた。

職制発令前の職務内容も、これまた府県によって種々さまざまであつた。

文部省は昭和4年10月、学校看護婦職務統一のために文部省訓令第21号「学校看護婦に関する件」を制定公布した。

文部省から職務内容は出されても、当時大部分の校長も、その他の職員も、学校看護婦の大切な任務を知らなかつたので、そんな学校へ就職はしたものの、さて何をしたらよいか途方に暮れたものであつた。或る校長の挨拶に、この学校は児

童数も少ないし、平素の指導がよいので、衛生室で応急手当を受ける児童は少ないから、あなたには学校の事務をお願いするといわれ非常に憤慨して飛んで来た同僚もいた。

その頃の主な仕事は、応急手当、眼疾・皮膚病(おでき、顔面白癬等)の手当、寄生虫の駆除等々に追われていた。子供たちは私たちの呼称を創作して、目の先生おできの先生はたけ(白癬)の先生、衛生室の先生等々、これらを見て初期学校衛生の仕事をよく表現していると思う。

その後昭和16年国民学校令が出るとともに、翌17年養護訓導職務要領が出され、養護訓導は児童生徒の養護を司るとあり、養護とは児童・生徒の健康保持増進するために行なう教育活動であるとされた。

職務内容は学校衛生にもとづいて出されたもので、あまりにも広範囲だった。学校では、教育の枠外として考えられ、衛生と名のつくものすべてを養護教諭の一手にゆだねられ、計画・実施・その処理等々、まるで千手観音のようにふるまわなければならなかつた。

昭和25年、小学校・中学校保健計画実施要領が出され、今までの学校衛生から、学校保健へと発展し、系統的なものが定まってきた。以前の設備衛生・教授衛生・衛生訓練といった表現が改められ、保健管理・保健教育という柱と学校保健委員会

が生れたのである。学校保健では、健康な人間、健康な社会をめざし、健康の自律的側面である児童生徒の自主的活動によって、しかも総合的な立場において解決することに力を注ぎ、そして全教職員がその責任を分担し教育の主要な部面として展開されるに及んで、従来の学校衛生はここに百八十度転回した観がある。

その後、学校保健法、学校給食法、学校安全法と多種多様な法律も出て来、仕事の内容も児童生徒の保健管理、指導という教育的立場にたつて児童生徒により環境を与え健康的な生活をさせ、各種保健事業が効果的に行なわれるように、全体的な立場からその実施の推進にあたるようになったのである。

養護教諭の身分や職制については、学校教育法や免許法が一応そのかたちが整っているが、現実の職務

内容についてはまだ問題が残されている。

現在の養護教諭の職務内容は、前述のように、昭和17年文部省訓令で出された養護訓導職務要領と、昭和25年に出された小学校中学校学校保健計画実施要領に示された職務内容を基にしたものであつて、訓令によるものは学校衛生に基づいて出されたもので、あまりにも広範囲にわたらず、また学校保健実施要領に示された職務内容は、外国の制度を輸入したような翻訳的な存在で、わが国の学校保健にそわない職務内容である。

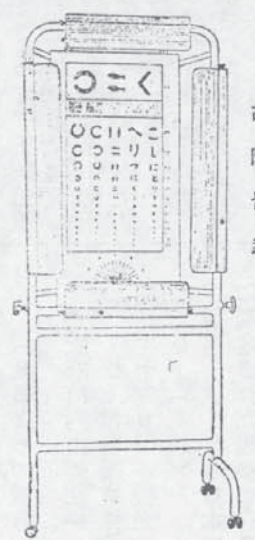
その後、学校保健法、続いて安全法も出され学校薬剤師、学校保健主事も制度化された今日「養護教諭の職務のあり方について」充分研究しかつ検討すべき時期だと思ふ。

養護教諭といふことは日本独特のものであるが、これは教職員の構成人員の一人であり、保健衛生という専門知識と技術をもった、学校における専従の唯一の専門教職員なのである。

学校の専門教職員である以上、おのずから自分の仕事に専門職員としての責任をもつて積極的に学校保健にその能力を発揮することこそ、これからの養護教諭の在り方であると信じる。同時に、常に資質の向上をはからなければならない。進歩なきものは教育の現場において許されないうの信条をもつて絶えず寸暇も惜しんで研修につとめることである。

養護教諭養成機関について
文部省は37年度から、その内容はどうかと、とにかくはじめて養護教諭の国立養成所を設置し、優秀な養護教諭の養成に努めている。なお今後高等学校卒業者を二カ年の修業年限で養成する計画を進めていると聞いているが、これらはどこまでも人員確保のための臨時措置だと考えるけれど、養護教諭の職務の重要性を思うとき速やかに正規の四年課程の大学の設置を希つてやまない

前田式 移動照明視力計



特許品 故障皆無

時熱パイプ 白ラッカー仕上げ
高さ 200cm 巾 65cm

- ☆高さの調節 身長に合わせてOK!!!
- ☆場所の移動 自在車でOK!!!
- ☆各教室への巡回
- ☆講堂での使用 延引コードでOK!!!

¥ 17,800
(運賃を含む。但し北海道は¥500増し)

京都市中京区西洞院通二条上小
前田商店
TEL (23) 7629
振替口座 京都 4321

学校環境衛生については、学校保健法第三条に「学校においては、換気、採光、照明および保温を適切に行ない、清潔を保つ等環境衛生の維持に努め、必要に応じてその改善を図らなければならない」と規定されており、環境衛生の基準については現在審議が行なわれている。

学校環境衛生の目的としては、保健計画実施要領では次のようにあげられている。

- 一、児童・生徒の健康の保持増進
 - 二、児童生徒の心身の安全
 - 三、児童・生徒の学習能力の向上
 - 四、清潔で美しい環境の中での生活
- 学校環境衛生の検査については、学校保健法施行規則によって、学校

学 校 環 境 衛 生

文部省体育局 学校保健課 専門員 元山 正

○ 定期検査と日常検査

環境衛生の維持・改善を行なうためには、その実態を把握しなければならぬ。そのためには検査を行わなければならないが、検査としては定期検査と日常検査を考えている。定期検査は一年一回あるいは二回時期をきめて全国一斉に行なうもので、この際は学校薬剤師が中心になり、科学的な方法で検査を行ない、その結果により更に精密な検査が必要な

薬剤師がこなうことになっており、その維持・改善については学校医は学校薬剤師と協力して、必要な指導と助言を行なうことになっている。

専門的な立場からの検査、指導・助言については、学校医、学校薬剤師が行なうとしても、毎日の環境衛生の維持という点では、各教科担当の教師すべてが、これらについての関心を深めなければ、到底行なうことができないことは明らかである。たとえ定期的に検査を行なっても、その結果にもとづき、毎日の生活にこれを生かして行かなくては何もならないわけで、学校環境衛生をおし進めて行くためには、何といつても一般教師の理解と関心を深めることが最も必要なことであることを強調しておきたい。

どうかにかかっているわけで、環境衛生という面では、この日常検査を完全に各学校で行なうことを目標としている。

○ 学環境衛生検査の項目

学校環境衛生の範囲については、文部省体育局長の通達により示されているが、学校環境衛生検査を行なうべき項目として、現在次のようなものを考えている。

- 換気、採光・照明・保温・防曇(または空気)机腰掛、黒板、騒音、飲料水、用水、学校給食の食品衛生、鼠族昆虫等(ネズミ、ゴキブリ、カハエ)の駆除、塵芥処理、便所、手洗場、足洗場

これらについて、主に考えなければならぬ点を中心として、以下、解説を行ないたい。

○ 換 気

教室内に大勢の児童、生徒がいるとき、時間の経過に従って、だんだんと空気が汚れて来るにつれ、健康に悪いだけでなく、学習能力の低下も示して来る。これを避けるには換気を行なわなくてはならないが、多くの学校では必ずしも充分に行なわれるとはいえない。特に鉄筋の建物の場合には、自然換気量が少いので、木造建築の場合よりは特に回数を多くしなければならぬ。

換気方法としては窓を開けるのが一番簡単であるが、教室内温度の低下をさせないようにしなくてはならない。そのためには、その教室に適した方法で窓の開閉をしなければならぬので、そのためには基礎的な調査を行なうことが必要である。

換気回数、方法を知らずに二酸化炭素の測定が簡単な方法として用いられている。二酸化炭素は、大気中には平均0.03-0.04%含まれている。(最近都市公害により大気中の二酸化炭素量の増加しているところもある)二酸化炭素自体の害は3%以上にならないければ起らないが、換気の基準としては0.1%または0.15%を採用している。二酸化炭素量がこれ以上になるということは、二酸化炭素自体が害があるのではなく、人間が多数いることにより空気が汚れていることを示しているわけである。

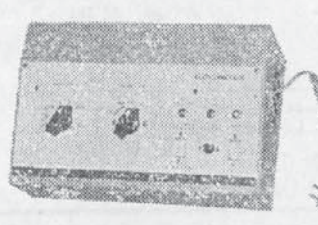
○ 採 光 ・ 照 明

教室内の採光・照明については、最近多くの改善が行なわれて来ているが、まだ相当数の学校では照度の不足しているところが多い。

照明で注意しなくてはならないことは、明るい所と暗いところの比が大きすぎないようにすべきことである。自然照明に頼っているときには往々にしてこのようなことが起り、窓側の机上面は非常に明るい、反対の廊下側は暗いという例が多いようである。このような際には窓側にカーテンをするなどによって、明暗の差を少なくすることができる。

照度の基準については、人工照明の場合について日本工業規格(JIS)が定められているので、そのうち学校に係る部分の部分をあげてお

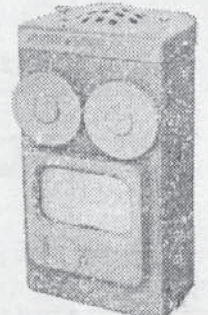
リオン撰別用★学校保健用 オーディオメータ AA-30型



- 正確安定
- 取扱容易
- 小型軽量

騒音の測定に リオン………

簡易騒音計 N-1101A型



J I S Z9110-196付表4 (学校)

標準照度Lx	照度範囲Lx	場所	作業種別
1,000	1,500~700		○精密製図 ○精密実縫 ○ミシン
500	700~300	製図室 視力、聴力の悪い生徒を入れる教室 ○黒板面	○図書閲覧縫芸 ○図裁 ○美術工芸 ○精密製作工作
200	300~150	一般教室、特別教室、講義室、研究室、習習室、図書室、事務室、給食室、会議室、運動場内	
100	150~70	管理諸室、ロッカ室、昇降口、廊下、階段、手洗所、集會室	
50	70~30	非常階段	
20	30~15	屋外運動場 (夜間使用)	
10	15~7	構内通路 (夜間使用)	

○印は局所照明を併用してもよい。

○保温・防暑

また明るい光源が眼に直接入らないようにすることが必要である。

教室内の生活を快適にするためには、適温を保つことが望ましい。しかしながらわが国の気候では必ずしも適温を常に保つことは望むことができない。そのため気温が降ったり上昇した場合には適当な処置を行なう必要がある。

寒冷の場合は手足の冷感により学習能率の低下を示すが、一〇度以下の場合には採暖することが望ましい。また暑い場合は三〇度を越えた場合は適当な措置を講じたい。勿論冷房

をすることが最も良いわけであるがそれが出来ないならば、学習時間の調節ということも一つの方法である。

温度感覚を示す場合に、単に気温だけではなく、湿度、気流の三因子を総合的に組合せた感覚温度があるが、温度の判定には感覚温度を用いる方が好ましい。

暖房を設備した場合に、最も困難を感じるのは、暖房に近い児童・生徒は輻射熱を受け、非常に暑く感ずる。少し離れるとその影響がなくなるから熱感はなく、この影響を避けるためには、暖房の周囲に簡単な遮熱板をおくことが望ましい。

実験によると、遮熱板により輻射熱

をささげることが出来、この場合は乾球温度と黒球温度の差が五度以下である。

暖房を行なう際に注意すべきことは一酸化炭素の発生である。燃料によりその発生量は異なるが、換気に注意し、その中毒の発生を予防しなければならぬ。一酸化炭素の中毒はその濃度と時間により症状が異なるが、次にそれをあげてみよう。

一酸化炭素中毒量

一酸化炭素濃度(%) 症状

○・〇二 長時間でも症状を示さない

○・〇三 中毒を起す最少量

○・〇五 三〇分—二時間 だめまいを感じる

○・一 歩行困難である

○・二—〇・三 著しい中毒徴候を迅速に示す

○・八—一・五 三〇分—一時間で致死する。

二—三 直ちに中毒死する

このような中毒を起すのは、燃料の不完全燃焼が最も大きい原因であるが、炭火については、燃焼の初めだけではなく、赤くおこっているときでも一酸化炭素の発生することが知られている。次に燃料研究所の実験成績をあげておく。

一酸化炭素発生率

(六畳洋間、外気温五度の時)

(一八度三時間暖房したとき)

火鉢

木炭ストーブ ○・四六%

ガスストーブ(大型) ○・三四%

ガスストーブ(小型) ○・一三%

ガスストーブ煙突付 ○・〇三

石油ストーブ ○・〇七

電気ストーブ ○・〇〇

なお最近良く用いられるプロパンガスは、ガス自体には都市ガスのような一酸化炭素は含んではいないが空気が不足すると、一酸化炭素の発生をみる必要があるので注意しなければならぬ。

○机・腰掛

机・腰掛の適合については最近各地で問題視されているが、製作基準と適合基準が混同されているところが見られる。そこで学校にある机・腰掛についての大きさのリストを作る必要がある。一方児童・生徒の身体状態から、適合する机・腰掛のリストを作り、この両者を比べることにより初めてその学校で不足する机・腰掛の大きさと数が出て来るわけである。このような比較をせずに、単に机・腰掛が適合していないという声を聞くことが多い。

机・腰掛の適合基準としては大正一〇年の文部次官通牒もあるが、簡単には次の豊田博士の方法が用いられている。

机 坐高 3 十下腿長
机 下腿長

○黒板

黒板は教室において占める役割は大きい。その撰択、管理について充分注意しなければならぬ問題である。

黒板で大切なことは、板の色と白黒との差の大きなこと、即ち書いた字がはっきり見えるということである。そのためには常に黒板はきれ

環境衛生のガス測定に……

……空気検査法(検知管)に採用せられている

北川式 一酸化炭素検知器

北川式 炭酸ガス検知器

其他70数種 カタログ謹呈

製造販売 光明理化学工業株式会社

東京都目黒区唐ヶ崎町603 電話 711-2176

学校保健衛生測定器

塵埃計 温度計 ガス検知器
照度計 湿度計 水の検査器
騒音計 通風計 食品検査器

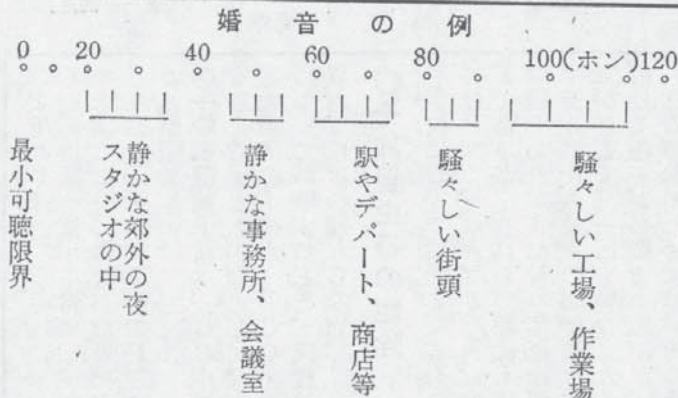
柴田化学器械工業株式会社

東京都台東区上野花園町7番地
電話 東京(821)代表5121

いに拭いておく必要がある。ただし普通の黒板は水雑巾を用いて拭くと塗料がはげるので好ましくない。また黒板が教室のどの位置からみても光らないように注意をし、カーテンあるいは座席移動などにより黑板の反射の処理が望ましい。

騒音

学校における騒音については交通騒音とか基地騒音のように外部騒音も問題になるが、まず学校内で起る騒音の除去を先に考えなくてはならない。音楽室、工作室、運動場を初め、廊下を走る音などは努力次第で取り除くことはできる。大体教師の声は七〇ホン程度とされているので、この音よりも大きい場合には教師の声も聞き難いわけである。次に騒音の例をあげておく。



飲料水

赤痢・食中毒の予防ということでも大切なことは飲料水が衛生的であることである。毎日飲む水だけに毎日いかなるときも危険のないものでなければならぬ。そのためには常に消毒された水を供給することが必要で、学校では塩素消毒された水以外は使用しないということが必要である。

水道水、簡易水道水は水道法により常に塩素消毒されているが、一旦学校に入ってしまったからの責任は学校側にある。往々にしてタンクが汚染されていたり、配管が腐蝕されているために、遊離塩素がなくなっていることが多い。このように水道水を使っているとき、井戸水を消毒した場合でも、常に蛇口から出る水は塩素が含まれているかどうかを調べる必要がある。

次の塩素の殺菌力について一例をあげておく。

- 一五〜三〇秒間に病原菌を死滅させるに要する水中の遊離塩素量(PPM) (ただし菌は繁殖型、室温、PHは六・二〜七・四である)
 - 〇・一PPMで死滅するもの―チフス菌、パラチフス菌、赤痢菌、淋菌、コレラ菌、ゲルトネル腸炎菌、黄色ブドウ球菌。
 - 〇・一五PPMで死滅するもの―ジフテリア菌、脳脊髄膜炎球菌。
 - 〇・二PPMで死滅するもの―肺炎双球菌。
 - 〇・二五PPMで死滅するもの―大腸菌、溶血性連鎖球菌。
- このような殺菌力をもつ塩素が常に蛇口から出る水に入っているかどうかを調べるには、三分間以上水を放流させた後の水一〇mlをとり、オルトトリジン塩酸溶液を二〜三滴加え、よく振り、黄色を呈するかどうか、を調べる。更にこの呈色を標準の色と比べることによって定量的に測定することができる。

水泳プール

スポーツの振興と同時に、最近の河川汚濁の状況等により、水泳プールの新設がふえて来ている。これにともないプールを媒体とするアデノウイルスによる眼炎とか風邪の流行も多くなっている。これらプールによる疾病の予防ということを考える。プールの消毒の重要性が考えられる。しかしながら単に消毒を行なえば良いとはいっても、プール水が汚れて来ると消毒が出来難くなって来る。そのためプール管理の第一はプールのよごさないことが必要で、シャワー、足洗い、腰洗いを必ずそなえなければならぬ。ここで良く身体を洗いプールの汚さないようにし、その上で初めて消毒が効果的になる。最近設備されて来ている循環式プールでもこのことは同じである。

- ① 水素イオン濃度はPH五・八乃至八・六の範囲でなければならない。
 - ② 一般細菌は一ml中一〇〇以上あってはならない。大腸菌群は五〇以上から検出してはならない。
 - ③ アンモニウム性窒素は検出されることは望ましくないが、じゅうぶんに消毒されている場合はさしつかえない。
 - ④ 亜硝酸性窒素は検出されてはならない。
 - ⑤ 硝酸性窒素は一〇PPMをこえてはならない。
 - ⑥ 塩素イオンはその成因が汚染によるものと認められない場合は二〇〇PPMまで差支えない。
 - ⑦ 過マンガン酸カリウム消費量は一
- ⑧ PPMをこえてはならない。もし検出されたときは精密検査を行ない金属の種類と量により判定する。
- ⑨ 温度一三〜二五度の範囲にあることが望ましい。
- ⑩ 外観―浮遊物、沈澱物などがあってはならない。
- ⑪ PH値一・五〜八・八の範囲にあることが望ましい。
- ⑫ 濁度―三度以下でなければならぬ(暫定)
- ⑬ 過マンガン酸カリウム消費量―

日本学校保健会役員

- 会長 栗山重信(東大名誉教授)
- 理事長 重田定正(日出学園副園長)
- 常務理事 岩尾泰次郎(日本学校医会長)
- 会長 向井喜男(日本学校歯科医会長)
- 会長 可児重一(日本学校薬剤師会長)
- 会長 安藤夏子(養護教諭部会長)
- 理事 原 徹(東京都教育委員会保健課長)
- 理事 東俊郎(順天堂大学教授)
- 野津謙(体育審議会委員・学校保健分科審議会委員)
- 勝本新次(労働科学研究所長)
- 三田弘(埼玉県学校保健会長)
- 岡本清穂(愛知学院大学教授)
- 千葉たつ(前東京都港区立高輪台小学校養護教諭)
- 塚田治作(日本学校安全会理事)
- 小林奏朗(日本学校薬剤師会副会長)
- 木村芳男(茨城県学校保健会長)
- 竹内光春(東京歯科大学教授)
- 黒田邦博(全日本中学校長会副会長)
- 宇都宮市立一条中学校長)
- 布留川武夫(全国連合小学校長会副会長)
- 船橋小学校長)
- 尾崎剛毅(東京都学校保健会長)
- 亀沢シズエ(東京都学校歯科医会長)
- 永山芳男(日本学校薬剤師会副会長)
- 竹村博之(日本学校保健主事会理事)
- 松林弥助(日本PTA全国協議会理事)
- 小塚喜四郎(前宮城県学校保健会長)
- 八田宏(愛知県教育委員会保健厚生課長)
- 岩井邦利(大阪府教育委員会保健体育課長)
- 大西永次郎(岡山県学校保健会長)
- 朝東民(福岡県学校保健会長)
- 五十嵐貞蔵(横浜市学校保健会長)
- 監事 長倉邦雄(洗足学園教頭)
- 渡部重徳(日本学校歯科医会監事)
- 久保正憲(日本学校薬剤師会常任理事)

二 P P m 以下
 ⑥遊離塩素—使用中常に〇・四 P P m 未満であつてはならない。ただし〇・四—〇・六 P P m の範囲にあることが望ましい。
 ⑦一般細菌数—検水—C C 中二〇〇を越えないことが望ましい。
 ⑧大腸菌群—検水—〇 C C ずつ五本について試験するとき、陽性は二本以内でなければならぬ。

○そ族昆虫等の駆除

学校において問題となるものとしてはネズミ、ゴキブリ、カ、ハエなどであるが、これらの駆除も重要な問題であり、また仲々困難な問題でもある。そ族昆虫の駆除には先ず熱意が必要で、一匹もいなくなるまで続ける根気が必要である。

この駆除のためには、その生棲状態を知ることが必要で、ネズミの場合にはどこに多くすんでいるか、どのような餌を最も好むかということの調べ、その上で駆除を行なうわけである。よく学校にイエダニがいて困るという声を聞くが、この場合イエダニだけを駆除しても、その大本であるネズミを駆除しなければ意味がないわけである。その他の昆虫類も同様で、単に昆虫を駆除するだけでなく、その発生源となる場所の整備すなわち環境的駆除も必要であることを忘れてはならない。

○塵芥処理

学校において塵芥処理は大きな問題であろう。学校で処理している場合と収集を行なっている所があるの、それによつて多少問題は違つかとは思ふが、不衛生処理即ち穴を

掘つてうめたり河に流すというような処理方法は避けなくてはならない。ごみ処理で衛生上注意しなければならぬのは、ちゅうかいの処理で、ハエの発生源となつたり腐敗したりするので、毎日一回は処理することが必要である。

○便所

便所の処理は地方によつては困難な点が多いと思ふが、最終的には水洗式にすることが望ましい。しかし尿浄化槽については幾つかの問題点があるので建築基準法で定められるものを利用することが望ましい。便所の清潔ということ、最も大切なことである。また取手の消毒もクレゾール等で拭くようにしたい。また便所専用の手洗い設備は必ずそなえつけ、消毒設備もそなえることが望ましい。

また数も児童・生徒数に比較して充分あることと同時に、利用するのに便利な場所にあることが必要である。

○手洗場・足洗場

手洗い場、足洗場も充分な数があり、しかも使用に便利な場所にあることが必要である。また往々にして故障していてもそのままであったり使用後附近がよごれたりしているのを見るが、常に清潔にしておくよう心掛けるべきである。

むすび

学校環境衛生の維持には、日頃の努力が必要である。毎日の生活を衛生的に快適に過ごすために、環境衛生的な見地からの考え方をいれ、努力されることを願ひする。

本誌の企画運営の新たな段階を迎えて

本誌50第号記念特別号については、前号において予告し、ここにおくればせながら増頁の特集号をおくることになったが、この特別号の企画するところを率直に大方にうったえて、その反響を待った。この間、約三カ月、やはり予測していたような経過で、大体が本誌で反響を見るなどということは迂思きわまると考えられた向が少なくなかつたのである。しかし……

反響を呼んだ人々
 職域部会の人々、特に学校医、学校歯科医・学校薬剤師の部会の方面では、本誌の予告のよびかけに、非常に好感をよせられ、部会のグループ単位にまとめるから確かかりやれとか、今までそんな苦心は知らなかつたので寄附するといつて、個人でかなり大口な申込みもあつた。この

ような反響は、待ちもうけぬものであつたとはいいながら、まことに有難い。このような支持が、本誌の新しい企画運営に大きくバック・アップしてもらふことは何よりの強味である。

「野性」を求められている本誌
 またこの人々から寄せられた手紙には、本誌はとも「官報」的なにおいがしみついていようような気がする、もつと自主独立を存分言いたいことを言い、また言わせたいことを言わせたらどうだ、「日本学校保健会会報」といつても何かこ從的な域を脱しきれないようなものではつまらない、この際おもしろい切った再編成をするなら、もつと「野性」味を發揮するような、飛躍的なものを目指してスタートせよ、という意見も寄せられているのである。

それは本誌はこれからどう進むか、また進むべきであるか

本誌は「日本学校保健会誌」であるからにはもとより日本学校保健会を離れたレールの上は走れないので、このようなわくの中での動きで精一杯に新味を盛つて行くことにならなければならないが、それでは予告したような新しい企画運営は実現できないことになるのか。

借問する、それでよいのか。
 しかし、しずかに考えてみると、本誌の方向づけは、実はこれを裏返せば、日本学校保健会それ自体のこれからの方向を占う、一つの暗示的

な役割を背負っているともいえるのではなからうか。こういえば少しくオーバーな言い方にはなるが、しかし本誌の編集に携わる人々の多くが現状をもつて満足できないことをじゆうぶん心得ている、その立場から自分たちの手がけている本誌のよりよき発展をと、つねに心にとめてい

る。いづれ大会を終つて、再編成について、慎重に検討せられることとなつていけるが、いまのところ新しい段階への企画の火は燃ゆるとも断じて消えてないものである。

学童の栄養補給には……

カワイ肝油ドロップ

(学校用)一粒中ビタミン含量 A 3,000国際単位 D 300国際単位
 その他 磷、カルシウム含有

河合製薬株式会社 東京都中野区野方町2丁目 電話 中野(381) 443・445番

よ乳で定 吸収膜安 完全皮膚効 消化特殊 消き特効

